

令和2年度 茨城地方最低賃金審議会

第2回 茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、
時計・同部分品製造業最低賃金専門部会 次第

令和2年10月16日(金)

1 開 会

2 議 題

(1) 金額調査審議

(2) その他

3 閉 会

令和2年度 茨城地方最低賃金審議会

第2回 茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、
時計・同部分品製造業最低賃金専門部会 資料

令和2年10月16日(金)

- | | | |
|------|-------------------------|--------|
| No.1 | 各専門部会委員名簿 (部会長・部会長代理表示) | …P.337 |
| No.2 | 茨城県最低賃金及び特定最低賃金の推移 | …P.341 |
| No.3 | 令和2年度 特定最低賃金決定状況 | …P.342 |

令和2年度 茨城地方最低賃金審議会

茨城県鉄鋼業最低賃金専門部会委員名簿

茨城労働局

区分	氏名	現職
公益代表	◎ 井出 晃哉	井出法律事務所 所長
	○ 清山 玲	茨城大学人文社会科学部 教授
	文堂 弘之	常磐大学総合政策学 部 教授
労働者代表	☆ 高木 英見	連合茨城事務局 局長
	山田 誠	日鉄大径鋼管労働組合 組合長
	山中 俊典	基幹労連茨城県本部事務局 局長
使用者代表	太田 慶樹	大丸鐵興株式会社 C E O
	☆ 加藤 祐一	一般社団法人茨城県経営者協会 専務理事
	薬瀬 剛	日本製鉄株式会社東日本製鉄所鹿島地区 総務部上席主幹 兼 労働・購買部上席主幹

◎ 部会長

○ 部会長代理

☆ 署名者

令和2年度 茨城地方最低賃金審議会

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

茨 城 労 働 局

区分	氏 名	現 職
公益 代表	○ 井 出 晃 哉	井 出 法 律 事 務 所 所 長
	◎ 申 美 花	茨 城 キ リ ス ト 教 大 学 経 営 学 部 授 教
	宮 崎 忠 恒	茨 城 大 学 人 文 社 会 科 学 部 授 教
労働者 代表	紀 野 光 博	コ マ ツ ユ ニ オ ン 茨 城 支 部 長 執 行 委 員
	武 内 範 雄	工 機 労 働 組 合 執 行 委 員 長
	☆ 宮 下 有 一	J A M 北 関 東 常 任 執 行 委 員 長 茨 城 県 連 事 務 局 長
使用者 代表	谷 口 啓 介	キ ヤ ノ ン 株 式 会 社 社 長 人 事 本 部 取 手 人 事 部
	西 野 信 弘	株 式 会 社 西 野 精 器 製 作 所 長 代 表 取 締 役 社
	☆ 舟 木 健 生	株 式 会 社 舟 木 電 業 社 社 長 代 表 取 締 役 社

◎ 部会長 ○ 部会長代理 ☆ 署名者

令和2年度 茨城地方最低賃金審議会

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会委員名簿

茨 城 労 働 局

区分	氏 名	現 職
公益 代表	申 美 花	茨城キリスト教大学経営学部教授
	◎ 田 中 泉	茨城大学人文社会科学部教授
	○ 細谷 あけみ	株式会社茨城新聞社長 地域連携室
労働者 代表	☆ 大 森 玄 則	電機連合茨城地方協議会事務局長
	下 向 省 吾	日立ビルシステム労働組合長 水戸支部執行委員
	菅 原 功	ルネサスグループ労働組合連合会長 那珂地区支部支部長
使用者 代表	磯 崎 寛 也	茨城電機工業株式会社社長 代表取締役
	蘭 武 志	茨城県中小企業団体中央会専務 理
	☆ 水 出 浩 司	株式会社日立製作所エネルギービジネスユニット 日立事業所エネルギー総務部長

◎ 部会長 ○ 部会長代理 ☆ 署名者

令和2年度 茨城地方最低賃金審議会

茨城県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿

茨 城 労 働 局

区分	氏 名	現 職
公益 代表	◎ 清山 玲	茨城大学人文社会科学部教授
	田中 泉	茨城大学人文社会科学部教授
	○ 細谷 あけみ	株式会社茨城新聞社長 地域連携室
労働者 代表	☆ 黒澤 一仁	UAゼンセンカスミユニオン 中央執行委員 長
	中岡 誠一	UAゼンセン茨城県支部次長
	南雲 達馬	UAゼンセン水戸京成百貨店労働組合 執行委員 長
使用者 代表	☆ 瓜田 広	株式会社水戸京成百貨店 取締役 経理部 長
	永井 教子	株式会社永井ガラス 代表取締役
	渡邊 敏幸	株式会社カネジャー 人事総務部 マネージャー

◎ 部会長

○ 部会長代理

☆署名者

資料No. 2

茨城県最低賃金及び特定最低賃金の推移

(単位：円、%)

		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
県最賃	時間額引上額	678	690	692	699	713	729	747	771	796	822	849	851
	引上率	2	12	2	7	14	16	18	24	25	26	27	2
	引上率	0.30	1.77	0.29	1.01	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24
発効日		10.8	10.16	10.8	10.6	10.20	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
鉄鋼業	時間額引上額	785	793	799	805	818	834	851	871	892	916	943	
	引上率	3	8	6	6	13	16	17	20	21	24	27	
	引上率	0.38	1.02	0.76	0.75	1.61	1.96	2.04	2.35	2.41	2.69	2.95	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	時間額引上額	772	778	783	789	798	811	825	841	859	880	905	
	引上率	3	6	5	6	9	13	14	16	18	21	25	
	引上率	0.39	0.78	0.64	0.77	1.14	1.63	1.73	1.94	2.14	2.44	2.84	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具、医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	時間額引上額	765	772	776	782	793	806	821	837	855	877	901	
	引上率	3	7	4	6	11	13	15	16	18	22	24	
	引上率	0.39	0.92	0.52	0.77	1.41	1.64	1.86	1.95	2.15	2.57	2.74	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
各種商品小売業	時間額引上額	737	744	750	756	767	780	795	811	828	849	871	
	引上率	3	7	6	6	11	13	15	16	17	21	22	
	引上率	0.41	0.95	0.81	0.80	1.46	1.69	1.92	2.01	2.10	2.54	2.59	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	

資料No. 3

特定最低賃金改正状況

計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）関係

都道府県	地質ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第8条 5項適用
神奈川県	A						
埼玉県	A	951	954	3	R2.12.1		
千葉県	A	951	954	3	R2.12.25		
大阪府	A	965	966	1	R2.12.1		
愛知県	A						
東京都	A						
京都府	B	936					
静岡県	B	919					
滋賀県	B	914				精密機械を含む	
栃木県	B	910					
山梨県	B	913					
三重県	B	905					
兵庫県	B	900	902	2	R2.12.1		
長野県	B	892	894	2	R2.12.4	精密機械を含む	
茨城県	B	901				精密機械を含む	
広島県	B	895					
富山県	B	849					
福岡県	C	926	927	1			
新潟県	C	908					
群馬県	C	908					
奈良県	C	882					
岐阜県	C	886					
香川県	C	883	886	3	R2.12.15		
徳島県	C	885					
北海道	C	894	895	1	R2.12.1		
山口県	C	892	893	1	R2.12.15		
石川県	C	868					
岡山県	C	878					
福井県	C	857					
宮城県	C	862					
愛媛県	D	892					
山形県	D	843					
福島県	D	833					
佐賀県	D	836					
秋田県	D	833	836	3	R2.12.25		
青森県	D	829	833	4	R2.12.21		
長崎県	D	833					
鳥取県	D	807					
大分県	D	832	835	3			
熊本県	D	832	836	4			
岩手県	D	818					
島根県	D	822	825	3	R2.11.21		
鹿児島県	D	812					
宮崎県	D	800					

精密機械器具製造業（業務用機械器具、その他の製造業）関係

都道府県	地質ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第8条 5項適用
埼玉県	A	959	963	4	R2.12.1		
千葉県	A						
愛知県	A						
兵庫県	B	901	903	2	R2.12.1		
栃木県	B	909					
福島県	D	867					
岩手県	D	827					